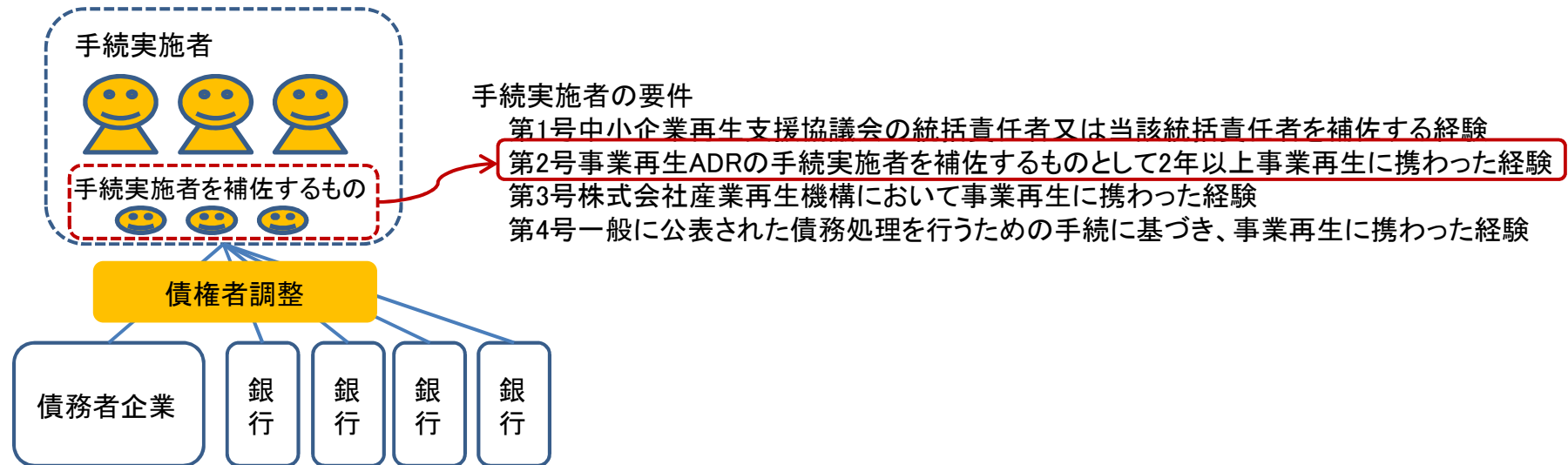


事業再生ADRに関する省令・告示改正について(平成23年7月14日施行)

省令告示の改正対象論点 (平成24年7月14日施行)

事業再生ADR（裁判外紛争解決手続）は、平成21年2月から平成23年2月末までの2年1ヶ月の間に27件が申請に至っている。個別案件の積み重ねにより、制度上の細かい課題が明らかとなってきた。当該課題を解決するために、手続実施者の要件の緩和、DIPファイナンスの範囲の拡充、小規模案件における手続実施者の要件、第二会社方式の明確化等の省令（事業再生に係る認証紛争解決事業者の認定等に関する省令（平成19年経済産業省令第53号）、以下省令という。）・告示（事業再生に係る認証紛争解決事業者の認定等に関する省令第14条第2項の規定に基づき認証紛争解決事業者が手続実施者に確認を求める事項（平成20年経済産業省告示29号）、以下告示という。）の改正を行った。省令・告示の改正を行いました。

【改正①】 手続実施者の資格要件の緩和（省令第4条第1項）



(注) 債権放棄を伴う計画を前提

改正内容

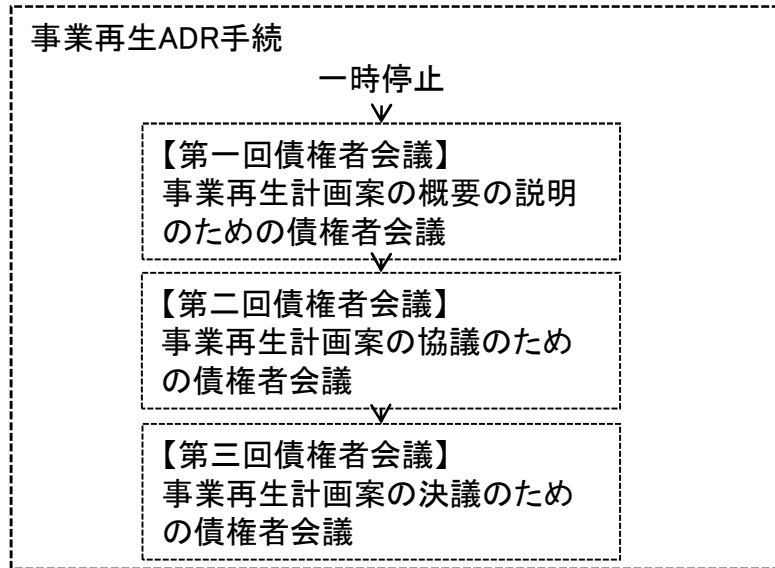
手続実施者を補佐するものとしての要件のうち「2年以上」を「3件以上*」に変更。

改正理由

冗長な案件が評価されてしまう実態。
実力のある専門家の登用。

「3件以上*」: 事業再生ADRにおいて、事業再生に係わる債権者と債務者との間の権利関係を適切に調整した経験を前提

【改正②】 DIPファイナンス(つなぎ融資)の決議のできる会議の範囲拡大(省令第17条第2項)



DIPファイナンスの決議のできる債権者会議

	第一回	第二回	第三回
改正前	○	×	×
改正後	○	○	○

改正内容

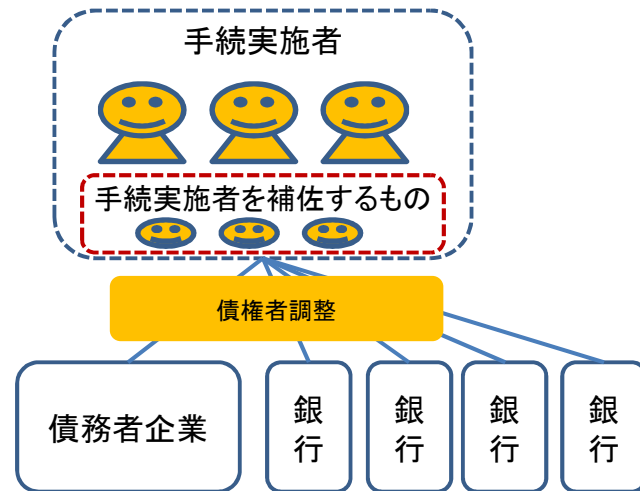
改正前は、DIPファイナンスの設定可能な債権者会議を第1回債権者会議のみで設定可能だが、改正後は、第2回及び第3回債権者会議でも設定可能に変更。

改正理由

- ・当初の前提となった事業再生計画案の変更や資金の出し手の出現により、第1回目債権者会議以降に、DIPファイナンスを設定する実務的なニーズ。
- ・優先弁済の考慮規定については、第2回及び第3回においても、債権者会議での同意をする点変わらない。

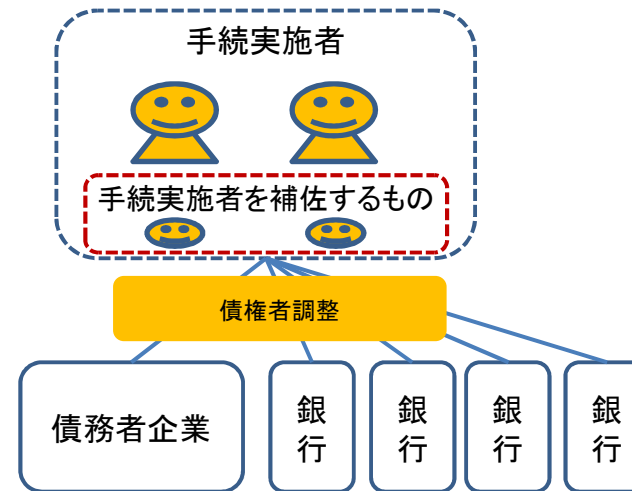
【改正③】 中小規模企業向け再生対応(省令第9条第3項)

○原則的な取り扱い



(注)債権放棄を伴う計画を前提

○有利子負債総額10億円未満の案件の特則(新設)



改正内容

- ・債権放棄を伴う計画の場合、全ての案件で手続実施者は3名以上関与することが求められるところ、
- ・改正後は、有利子負債総額10億円未満の案件の債権放棄を伴う案件は、手続実施者の関与人数を2名以上とする。

改正理由

- ・規模に合った手続実施者の選任。
- ・債務者企業に対する手続費用の軽減。

省令告示の改正対象論点(平成24年7月14日施行)

【改正④】 事業再生ADR手続の適用範囲の拡大(告示第1条第1項、第2条第3項)

○債権放棄を伴う計画の場合に認証紛争解決事業者が手続実施者に確認を求める事項として、「2以上の金融機関等の債権放棄」という記載を「2以上の金融機関等の債務免除等に変更することで、事業再生ADRの適用範囲の拡大。

項目	改正内容	効果
I 債権放棄を行う金融機関等の範囲の拡大	・金融機関等の列挙に 日本政策投資銀行 信用保証協会 地方公共団体 を加える(第1条)。	2行以上の金融機関等の対象範囲が拡大することが可能となる。
II 債権放棄と同等の行為を追加	・債権放棄のみとなっていた行為を、DESを含めた債務免除等に変更。	1行のDESと1行債権放棄を行う案件や、2行DESを案件においても、事業再生ADRの適用範囲が可能となる。

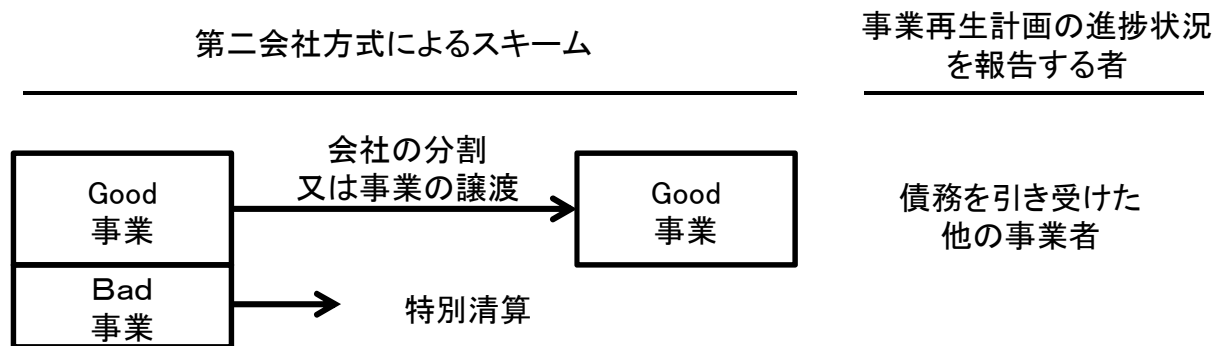
改正内容

- I 金融機関等の列挙に、日本政策投資銀行、信用保証協会、地方公共団体を加える。
- II 対象となる行為として、債権放棄のみに限定していたところ、デットエクイティスワップを行った場合も含めた表現である「債務免除等」に変更する。

改正理由

- I 合理性に係る判断能力を有すると認められる法人を追加することとしたため。
- II DESにおいてその債務の消滅に係る利益が生じる場合、実質的に債権放棄と同質なため。

【改正⑤】 合意に基づく第二会社方式の明確化(告示第2条第4項2号)



改正内容

会社の分割又は事業の譲渡によりその事業の全部又は一部を他の事業者へ承継させる場合(以下、第二会社方式という)が用いられることを考慮して、第二会社方式を利用した場合は、当該告示において記載される「債務者」につき、「事業の承継した他の事業者」と読み替える。

改正理由

第二会社方式について明確化することで、事業再生ADRのスキームの柔軟化により手続の多様化。